

I 事業報告書

1 法人の目的

県民の健康で快適な生活環境の向上と公共用水域の水質保全、さらに、地球環境の保全に寄与するために、下水道技術や環境改善に関する調査研究、下水道知識の普及啓発等及び流域下水道の管理を行うことを目的とする。

2 事業内容

目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 下水道に係る水質管理に関すること。
- (2) 下水道技術者の育成に関すること。
- (3) 下水道技術並びに環境改善及び省資源化等の調査研究に関すること。
- (4) 下水道知識の普及及び啓発に関すること。
- (5) 流域下水道の処理施設の運転及び維持管理に関すること。
- (6) その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

3 事業実績

令和7年度は、事業計画に基づき、次の事業を実施

(1) 下水道に係る水質管理

ア 流入水、放流水について厳格な水質分析を実施

イ 処理施設の適正な運転及び維持管理の実施による良好な処理水質の確保

(2) 下水道技術者の育成

ア 県及び市町や民間企業・団体等を対象とした、汚水処理の方法や運転技術に関する施設見学会及び研修会の実施

【回数：6回、人数：75人】

イ 県及び市町の下水道技術者の資質や技術の向上を図るための現地研修会の実施

【回数：3回、人数：36人】

ウ 国、県及び市町等からの要請に基づく、海外留学生や技術研修生を対象とした、施設見学会や研修会の実施

【回数：2回、人数：23人】

エ 下水処理施設維持管理受託者を対象とした研修会の実施

【回数：4回、人数：18人】

(3) 下水道技術並びに環境改善及び省資源化等の調査研究

省資源・省エネルギーの推進や処理施設の適切な運転管理をテーマに各種調査研究を実施

《調査研究テーマ》

区 分	調査研究テーマ
太田川東部浄化センター	○I系脱水ケーキ含水率上昇と各種測定値の関係 【目的】 近年、I系脱水ケーキの含水率が上昇傾向にあるのは、汚泥中の有機物の割合が増えたのが一因ではないかと考え調査した。 【方法】 平成27年度から令和6年度までの10年間の汚泥の有機物の含有量と流入水質の変化を解析し、検討した。 【成果】 含水率上昇の原因として、流入水中の有機物濃度の上昇及び汚泥の消化方法の変更が影響を与えた可能性があることが分かった。 今後も流入水中の有機物濃度の上昇が続くのか注視するとともに、含水率の上昇が継続する場合には、改めてその原因を分析し、実施可能な対応を行っていくこととする。
芦田川浄化センター	○芦田川浄化センターにおける有機酸とりん処理の関係について 【目的】 降雨時に、りん除去率が低下するため、りん処理に関係すると考えられている流入水中の有機酸について、りん処理との関係を調査した。 【方法】 流入水中の有機酸濃度を測定し、水温・降雨・りん酸濃度・全りん濃度等との関係を解析した。 【成果】 流入水の有機酸濃度が上昇すると、嫌気槽内のりん酸濃度が上昇し、放流水中の全りん除去率が上昇することが分かった。 流入水中の有機酸濃度は、降雨と水温の影響をうけており、水温が高い場合は上昇、降雨がある場合は低下していたことより、季節ごとに、より詳しく検討することで、安定した下水処理に活用したい。
沼田川浄化センター	○COD対策時のポリ硫酸第二鉄による凝集ろ過に係る調査 【目的】 COD急上昇時に使用しているPACについて、低いpHの処理水でも凝集できるポリ鉄に変更可能か調査した。 【方法】 ポリ鉄を使用した場合の水質について、実施設あるいは室内実験により調査し、変更した場合のリスク・その対策を評価した。 【成果】 ① pH排水基準を遵守するために注入量を制限しても、CODの低減に支障はなかった。 ② ろ過池洗浄水中のポリ鉄の凝集物は、反応タンクの活性汚泥とともに沈降し、水質悪化を防ぐことが分かった。

《成果発表》

これらの研究成果については、維持管理受託者が行った研究成果と合わせて、令和8年2月27日に調査研究発表会をリモート開催し、情報共有

を行った。（参加人数：63人）

《維持管理受託者の研究》

- ・Ⅱ系返送ポンプ運転台数変更による省エネルギー効果の検証
- ・急速ろ過施設の適正な管理について
- ・汚泥処理返送水の反応タンク直接投入が活性汚泥沈降性に与える影響

（４）下水道知識の普及及び啓発

下水道事業に対する理解と関心を深めてもらうため、次の事業を実施
ア 県内の幼稚園児、小学生、中学生、高校生及び大学生を対象とした施設見学や職場体験学習の実施

【施設見学 回数：7回 参加者数：345人】

イ 関係市町と連携した出前下水道講座や小学校訪問授業の実施

【出前講座 回数：3回 参加者数：203人】

ウ 公社のホームページに、事業概要や下水処理のしくみ、下水再生水の利用などについての情報を掲載

下水道について、分かりやすく学べる小冊子「みんなで学ぼう！下水道Q&A」を作成・配布し、公社ホームページにも掲載

エ 太田川東部浄化センターの施設紹介動画を作成し、YouTubeや公社ホームページに掲載

オ 見学会の実施等

「下水道の日」（9月10日）にちなんで、県及び関係市町と連携し各浄化センターの施設開放・見学イベントを開催

○ 太田川東部浄化センター

日 程	実 施 内 容
9月27日（土）	処理施設の概要説明、DVD上映、下水処理のしくみ説明のための実験、微生物の観察、メダカすくい 配布物：コンポスト、花の球根

○ 芦田川浄化センター

日 程	実 施 内 容
9月27日（土）	処理施設の概要説明、DVD上映、パネルの展示、微生物の観察、下水道施設の探検ツアー、芋掘り体験 配布物 花の球根、コンポスト

○ 沼田川浄化センター

日 程	実 施 内 容
9月27日（土）	処理施設の概要説明、微生物の観察、下水道PCゲーム、働く車・マンホールポンプの展示、スタンプラリー、マンホールカード特別配布（三原市・東広島市各2種類） 配布物：コンポスト、花の球根、ポケットティッシュ

《施設見学者数》

区 分	年 度	総 数 (人)	内 訳 (人)		
			学校関係	各種団体	その他
太田川 東部浄化センター	R 6	(155) 432	202	55	(155) 175
	R 7	(232) 599	236	131	(232) 232
芦田川浄化センター	R 6	(287) 374	-	40	(287) 334
	R 7	(180) 260	24	25	(180) 211
沼田川浄化センター	R 6	(145) 276	110	2	(145) 164
	R 7	(231) 325	85	9	(231) 231
計	R 6	(587) 1,082	312	97	(587) 673
	R 7	(643) 1,184	345	165	(643) 674

() 内は、「下水道の日」の見学者数で内数

カ 体験学習会の実施

太田川東部浄化センターの敷地内で、浄化水を活用し栽培しているサツマイモについて、地元幼稚園児及び小学校児童を招待したサツマイモ掘り体験を通じて、下水道処理施設への理解を深めてもらうための体験学習会を実施

【幼稚園児：11月11日実施 参加者数：36人】

【小学校児童：11月5日実施 参加者数：158人】

(5) 流域下水道の処理施設の運転及び維持管理

下水道に関する技術やノウハウを総合的に活用し、広島県から受託する太田川流域下水道瀬野川処理区、芦田川流域下水道芦田川処理区及び沼田川流域下水道沼田川処理区の施設の運転及び維持管理業務を適切に実施

ア 各施設の運転管理の概況

(ア) 水量等

施設 \ 水量等	処理能力 (日最大) m ³	流入水量 (1日当たり) m ³	汚泥処理量 発生ケーキ量 (年) t
太田川東部 浄化センター	148,380	(92,700) 91,727	(16,100) 15,040
芦田川 浄化センター	190,400	(103,700) 101,494	(22,700) 20,360
沼田川 浄化センター	34,800	(14,700) 15,299	(5,000) 4,717

() 内は、令和7年度当初計画数値

(イ) 流域ごとの運転及び維持管理事業

○ 太田川東部浄化センター

① 下水処理状況（別表１－１のとおり ７ページ）

各処理分区からの下水 33,480,376 m³（日平均 91,727 m³，前年度比 0.98）を処理した。

② 業務委託状況（別表２－１のとおり ８ページ）

○ 芦田川浄化センター

① 下水処理状況（別表１－２のとおり ９ページ）

各処理分区からの下水 37,045,310 m³（日平均 101,494 m³，前年度比 0.96）を処理した。

② 業務委託状況（別表２－２のとおり 10ページ）

○ 沼田川浄化センター

① 下水処理状況（別表１－３のとおり 11ページ）

各処理分区からの下水 5,584,251 m³（日平均 15,299 m³，前年度比 1.01）を処理した。

② 業務委託状況（別表２－３のとおり 12ページ）

イ 適正な資産管理及び処理技術の向上

施設機能の保全及び運転技術の高度化を図るため、次の事業を実施

(ア) 施設・設備の適正な維持管理

施設・設備を適正に維持管理するため、設備の仕様や故障・点検状況を一元的に管理する設備管理システムの確実なデータ更新により、修繕計画や長寿命化・更新計画の策定に反映させ、より効果・効率的な修繕等を実施

(イ) 施設・設備の修繕

修繕計画による修繕を行うとともに臨時的修繕に対応した。

○ 太田川東部浄化センター 72件

○ 芦田川浄化センター 74件

○ 沼田川浄化センター 21件

(ウ) 公社と委託先の情報交換の充実

処理の改善や情報の共有化を図るため、各浄化センターで定期的に水処理、汚泥処理、施設管理等について意見交換会を実施

【各浄化センターにおける会議：10回、全体会議：2回】

(エ) 危機管理の充実

○ 危機発生事案に係る情報の共有化

危機発生事案について公社及び各委託先の間で情報の共有化を図るとともに、各浄化センターの関係設備の点検や改修を実施

○ 対策マニュアルの整備

事故事例の検証に基づき、対策マニュアルの修正や整備等を実施

○ 危機管理訓練の実施等

区 分	日 時	テ ー マ	参加人員
太田川東部浄化センター	R8.3.11	地震が発生し、津波注意報が発令されたと想定し、津波到達までの対策本部設置および不測事態への対応	職 員 12人 委託先 20人 県 1人
芦田川浄化センター	R8.2.6	芦田川右岸ゲート施設事故の初動体制の構築、状況判断及び関係者への情報伝達等を実施	職 員 8人 委託先 5人 関係機関 3人

沼田川浄化センター	R8.1.28	汚泥処理棟主要機器の故障に伴う状況把握、及び各段階で生じる水処理、汚泥処理への影響に対する方針の策定と決定	職 員 9人 委託先 13人 県他 2人
-----------	---------	---	----------------------------

- マスコミ報道等があった他施設の事故・事件事例について情報収集を実施し、各浄化センターにおける運営管理に活用

(6) 処理水の有効利用

処理水の有効利用については、希望する業者等に、樹木等の散水、下水道管洗浄の用途として提供

区 分	日 数	水 量 (L)
太田川東部浄化センター	34	249,000
芦田川浄化センター	93	1,039,600
沼田川浄化センター	0	0
合 計	127	1,288,600

4 組織及び運営状況

(1) 評議員

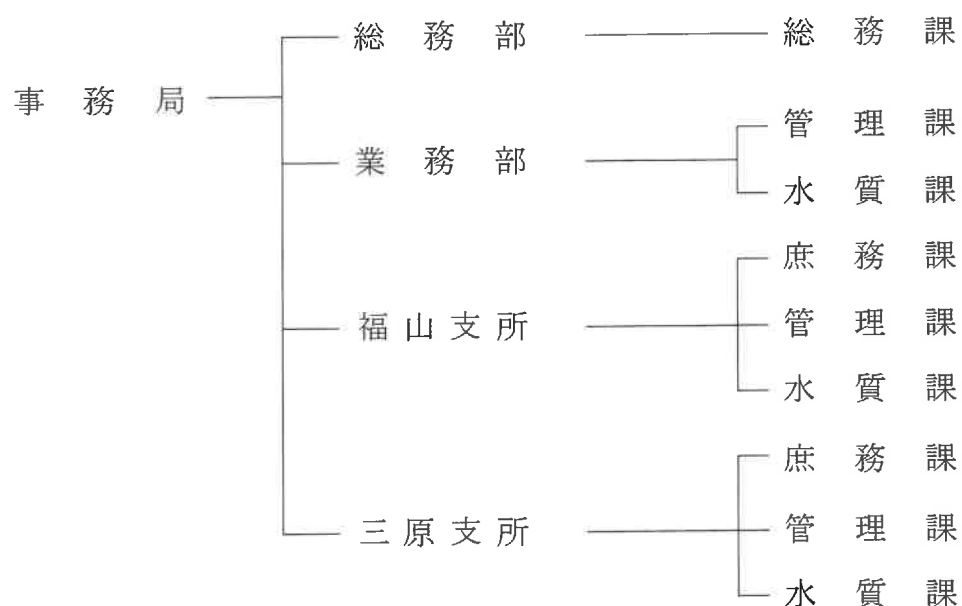
役員の種別	氏 名		異動年月日
	令和7年3月末現在	令和8年3月末現在	
評議員	三村 裕史	三村 裕史	
評議員	川西 隆弘	川西 隆弘	
評議員	小松 康二	小松 康二	
評議員	小川 政彦	小川 政彦	
評議員	新地 弘幸	川野 真澄	R7.4.8

(2) 役員

役員の種別	氏 名		異動年月日
	令和7年3月末現在	令和8年3月末現在	
代表理事	上仲 孝昌	上仲 孝昌	
業務執行理事	富田 厳穂	原田 英樹	R7.4.8
理 事	吉田 隆行	吉田 隆行	
理 事	堂森 憲治	平野 勝与	
理 事	前延 国治	竹野内 啓佑	
理 事	前岡 秀紀	稲岡 崇	
理 事	平野 勝与	小田 憲吾	
理 事	竹野内 啓佑	信重 栄治	
理 事	稲岡 崇	寺尾 光司	
理 事	小田 憲吾	武田 吉充	R7.4.8
理 事	信重 栄治	福島 春樹	R7.4.8
理 事	寺尾 光司	矢野 満久	R7.4.8
理事(外部)	—	岩田 昌文	R7.6.12
監 事	甚田 温子	甚田 温子	
監 事	末政 直美	沖 克哉	
監 事	沖 克哉	藤岡 康一	R7.4.8
監事(外部)	—	城田 俊彦	R7.6.12

評議員及び役員の順番は、令和7年3月末現在の当初就任年月日・五十音順

(3) 執行体制及び人員



(令和8年3月31日現在)

職 名	事 務	技 術	計	備 考
理 事 長	1		1	1 勤務地別人員 太田川東部浄化センター17人 芦田川浄化センター12人 沼田川浄化センター10人 計 39人
常務理事	1		1	
事務局長	(1)		(1)	
総務部長	1		1	
業務部長		1	1	2 所属別人員 公 社 24人 広 島 県 12人 広 島 市 3人 計 39人
支 所 長	2		2	
課 長	1(2)	6	7(2)	
課長代理		1	1	
主 任	3	5	8	3 職種別人員 事 務 職 13人 電 気 職 9人 機 械 職 6人 化 学 職 10人 土 木 職 1人 計 39人
技 師		2	2	
嘱 託 員	4	11	15	
計	13(3)	26	39(3)	

() は、兼職職員で内数

(4) 会議の開催状況

ア 評議員会の開催状況

開催年月日	会 議 名	議案及び報告事項
R7.4.8	第37回評議員会 〔書面決議〕	・ 評議員、理事及び監事の選任について
R7.6.12	第38回評議員会	・ 令和6年度貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録等の承認について ・ 評議員、理事及び監事の選任について ・ 外部理事及び外部監事の選任について ・ 令和6年度事業報告及び決算報告について（報告）

イ 理事会の開催状況

開催年月日	会 議 名	議案及び報告事項
R7.3.19	第56回理事会 (参 考)	・ 令和6年度収支予算の補正について ・ 令和7年度事業計画について ・ 令和7年度収支予算について ・ 職員就業規程の一部を改正する規程について ・ 役員賠償責任保険契約について ・ 第36回評議員会の招集について ・ 第36回評議員会の議案について ・ 理事長及び常務理事の職務執行状況について（報告）
R7.4.1	第57回理事会 〔書面決議〕	・ 第37回評議員会の招集について ・ 第37回評議員会の議案について ・ 常務理事の選定について ・ 事務局長の任免について
R7.5.28	第58回理事会	・ 令和6年度事業報告及び決算報告の承認について ・ 職員の給与に関する規程の一部を改正する規程について ・ 第38回評議員会の招集について ・ 第38回評議員会の議案について ・ 理事長及び常務理事の職務執行状況について（報告）

開催年月日	会 議 名	議案及び報告事項
R7. 6. 12	第59回理事会 〔書面決議〕	・ 理事長及び常務理事の選定について
R8. 3. 24	第60回理事会	・ 令和 7 年度収支予算の補正について ・ 令和 8 年度事業計画について ・ 令和 8 年度収支予算について ・ 役員賠償責任保険契約について ・ 理事長及び常務理事の職務執行状況について（報告）

ウ 外部理事及び外部監事の選任

令和 7 年 4 月の関連法改正に伴い、当公社においても、自律的なガバナンスの充実、透明性の向上などを目的に、外部理事及び外部監事を各 1 人選任（令和 7 年 6 月）

（５） 処務事項

登記事項

登 記 年 月 日	登 記 事 項
7 . 4 . 2 2	○ 評議員の辞任（7 . 3 . 3 1） 1 名 新地 弘幸 ○ 理事の辞任（7 . 3 . 3 1） 4 名 富田 巖穂 堂森 憲治 前延 国治 前岡 秀紀 ○ 監事の辞任（7 . 3 . 3 1） 1 名 末政 直美 ○ 評議員の就任（7 . 4 . 8） 1 名 川野 真澄 ○ 理事の就任（7 . 4 . 8） 4 名 原田 英樹 武田 吉充 福嶋 春樹 矢野 満久 ○ 監事の就任（7 . 4 . 8） 1 名 藤岡 康一
7 . 6 . 2 4	○ 理事の就任（7 . 6 . 1 2） 1 名 岩田 昌文 ○ 監事の就任（7 . 6 . 1 2） 1 名 城田 俊彦

5 内部統制の運用及び事業運営上のリスク等への対応策

公社では、職務執行が法令等に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制について、次のとおり実施している。

(1) 監事監査・内部監査・外部監査

ア 監事は、公社の業務及び会計に関する監査を行うとともに、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

令和7年度は、監事監査のほか、各所において事前監査を各1回実施しており、いずれも適正に実施されている。

イ 理事長は、業務の適切かつ能率的な運営を確保するため、内部監査を実施する。令和7年度の内部会計実地監査は、適正に実施されている。

ウ 地方自治法に基づき、4分の1以上を出捐している広島県及び広島市は、出資法人の経営管理が法令に基づき適切かつ効率的に執行されているかを確認するため、監査を実施する。

令和7年度は、広島県及び広島市の監査を実施し、いずれも適正に実施されている。

(2) 入札及び契約に関する事項

入札・契約手続きにおける公正性の確保と透明性の向上を図るため、委託業務及び修繕工事の指名業者等を選定する指名業者等選定委員会を設置し、手続きの適正化を図っている。

令和7年度は、3所で計124件を審査した。

(3) ハラスメント対策

職員のハラスメントに関する相談又は苦情に対応するための相談窓口を設置するとともに、ハラスメントのない明るい職場づくりを推進するため、毎年度、人権研修等を実施している。

令和7年度は、「高齢者 ～認知症の人の人権～」をテーマとした研修を実施した。

6 運営体制の充実を図るための取組

自律的なガバナンスの充実及び透明性の向上を図るため、法人外部からの視点を取り入れることとし、令和7年6月に、外部理事及び外部監事を各1名選任した。

理事については、上下水道事業に関連した業務への従事経験者の中から外部理事として必要な知見・見識を有する候補者を、監事については、監査業務等に従事した経験者の中から外部監事として必要な知見・見識を有する候補者を選定し、理事会及び評議員会での承認を経て選任した。

外部理事及び外部監事に対しては、公社の事業内容等の把握・理解に必要な情報提供を行った。具体的には、事業概要のほか、普及啓発事業（施設公開イベントや地元貢献事業などの各種取組）の実施状況などについて、随時、情報提供している。

7 附属明細書

令和7年度は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないため、附属明細書は作成しない。